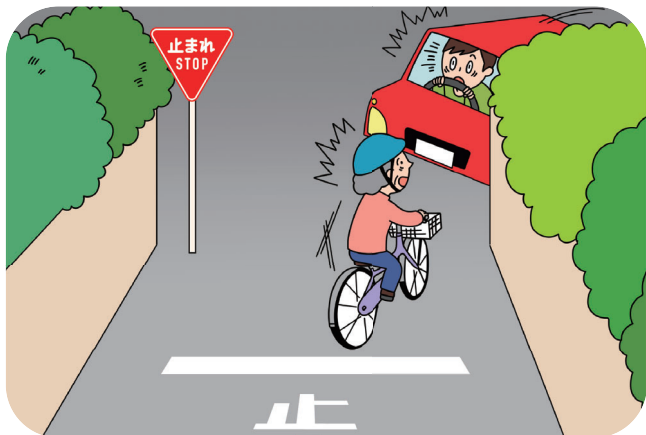


高齢者の方へ

「自分はまだ大丈夫」という気持ちで、危険な事故につながります

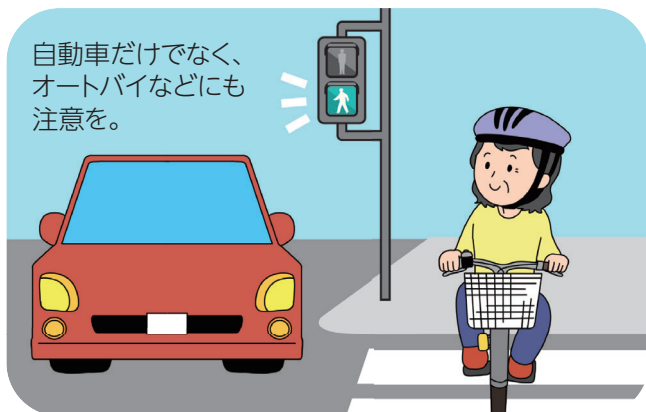
ルール・マナーを守りましょう

見通しの悪い交差点ではいったん止まって、左右の安全を確認しましょう



「止まれ」の停車位置から十分な確認ができない場合は、ゆっくりと出て安全を確認しながら進入しましょう。

青信号でも周囲の安全を確認しましょう



傘差し運転はやめましょう

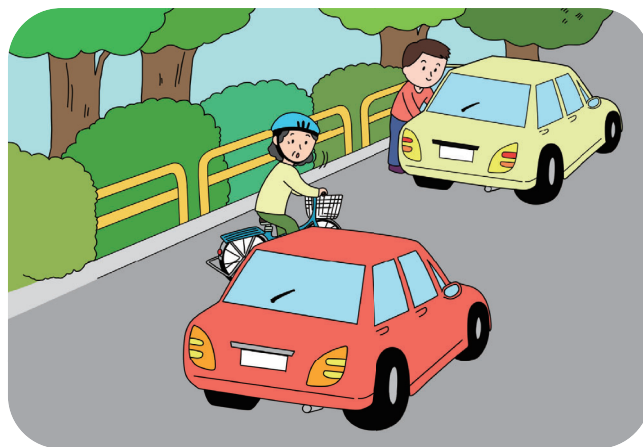


自転車を点検整備しましょう



ブレーキは前輪と後輪、それぞれ点検しましょう。

進路変更するときは右後方の安全を確認しましょう



夜間は目立つ工夫をしましょう

反射材がついていない自転車も、反射材はさまざまなものがあります。車体だけでなくヘルメットや服など、前後左右どこからでも光る工夫を。



自転車を利用するときのルールとマナー

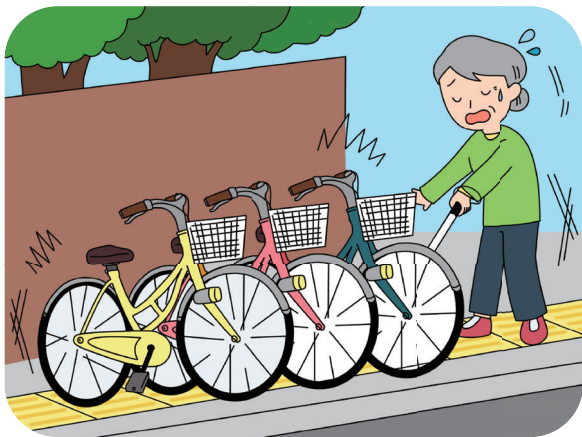
ヘルメットをかぶりましょう



自転車死亡事故の約7割*が頭部に致命傷を受けています。自転車専用のヘルメットをかぶり、頭部を守ることが重要です!!

*平成28年から令和2年の自転車死亡事故66.2%が頭部の致命傷です。

自転車は決められた場所に置きましょう



自転車の放置は街の美観を損ねるだけでなく、視覚障がい者の歩行や緊急自動車などの通行の妨げとなります。

飲酒運転は禁止です

酒酔い運転は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等*に加入している必要があります!! (令和2年4月1日~)

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。

*自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

自転車側が加害者になった賠償責任の例

小学5年生の少年が、坂道を自転車で下っていた際に、前方不注意で女性に衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態。裁判所は、少年の保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じました。[神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決]



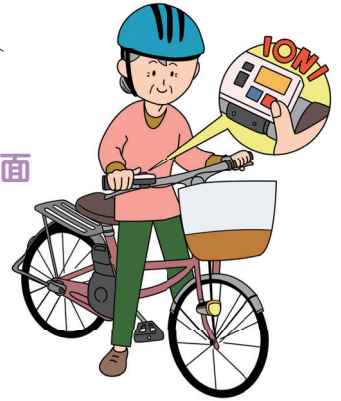
電動アシスト自転車について

電動アシスト自転車は普通の自転車に比べ、軽く発進できます。普通自転車と同じようにペダルを踏むと、電動アシストが作動して普通自転車以上に加速するので、驚いて転倒や衝突の恐れがあります。まずは安全な場所で練習して電動アシストの感覚に慣れましょう。

(「アシスト比率が道路交通法の基準を超える電動アシスト自転車に注意」独立行政法人国民生活センター)

電源を入れるときは、両手はハンドル、両足は地面

ペダルに足をかけたまま電源を入れると、電源は入っているのにアシストしないことがあります。急なアシストによる事故を防ぐために設けられている機能です。



発進時は、ペダルをゆっくり踏み込みましょう

思わぬ急発進により転倒や衝突事故につながります。普通の自転車のように強く踏み込まなくても、楽に発進できます。



「けんけん乗り」はやめましょう

電動アシスト機能が作動して、急発進することで自転車だけが前に進み、体を取り残されて転倒する原因にもなります。

